

**令和7年度「ふくしまプライド。」県産農林水産物販売力強化支援事業  
審査採点基準表**

令和7年4月

項目	No.	評価視点	配点
実施体制	1	事業実施主体の構成員が農林漁業者であるか。	20
	2	団体の定款、規約の目的に ①農林漁業の振興 ②農林漁業者の所得向上 ③農林水産物(加工品含む)の販売促進活動 ④農林水産物(加工品含む)の風評払拭 ⑤地域産業6次化(6次産業化) ⑥地産地消の推進について記載があるか。	
	3	事業を適正に執行できる実施体制であるか。 (総会資料に当該事業が記載されているか、連絡体制が整っており、事務処理が適切か等)	
取扱品目	4	販売促進活動の対象となる農林水産物が、地域の振興品目等であるか。	10
	5	嵩上げ対象となるGAPや「福島ならでは」のブランド力強化を後押しする生産物のPRや販売促進を主として行う内容を含んでいるか。	
計画性	6	事業の目標が明確で、かつ、数値目標が適切な指標で設定されたものであるか。 (嵩上げ対象事業の場合、嵩上げ対象品目についての具体的な記載があるか。)	25
	7	活動内容が明確であるか。 (出店・開催するイベントの時期や場所が明確か、PR資材等を作成する場合は活用する機会があるか、嵩上げ対象事業の場合、嵩上げ対象品目についての具体的な記載があるか等)	
	8	事業計画における事業費の積算は妥当なものとなっているか。 (嵩上げ対象事業の場合、加算額相当分を嵩上げ対象品目を主とする活動の事業費に充てているか。)	
事業効果	9	活動地域は広域か。	30
	10	活動の対象は広範か。	
	11	単なるイベントPR等ではなく、商談の実施やパッケージングの向上による販売促進などの販路の開拓・拡大につながる内容を含んでいるか。	
新規性・発展性	12	新規申請団体であるか。	15
	13	新規の取組であるか。過年度から実施している団体の場合、過年度と比較し取組内容に新規性があるか。 (出店イベント・場所を変更していたとしても、手法や対象が同じであれば同様の取組とするなど、総合的に判断)	
			100

※事業の採択基準:評価得点の合計が50点以上